



三木市記者発表資料 (令和6年11月26日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
上下水道部 下水道課	課長 砂川耕一郎 (内線 4300)	下水道管理係	0794-82-2010 (内線 4300)

タイトル												
<p>吉川浄化センター汚泥脱水機更新工事に関する 損害賠償請求訴訟の和解成立について</p>												
本件のポイント												
<p>・吉川浄化センター汚泥脱水機更新工事に関する損害賠償請求訴訟において、大阪高等裁判所から提示された和解案を受け入れ、和解が成立しました。</p>												
説明文												
<p>令和5年11月7日に大阪高等裁判所に控訴した、令和5年(ネ)第2461号損害賠償請求控訴事件について、以下のとおり和解が成立しました。</p> <p>1 訴訟の概要</p> <p>平成29年度に吉川浄化センターにおいて更新した汚泥脱水機について、市が求める性能を発揮しないため、被控訴人に対して契約(瑕疵担保条項)に基づき修補を求めましたが、これに応じなかったため、損害賠償を請求しました。</p> <p>2 訴訟の経緯</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 訴訟の提起</td> <td>令和2年 3月 25日</td> <td>神戸地方裁判所に訴訟を提起</td> </tr> <tr> <td>(2) 一審判決</td> <td>令和5年 10月 26日</td> <td>請求棄却</td> </tr> <tr> <td>(3) 控訴</td> <td>令和5年 11月 7日</td> <td>大阪高等裁判所に控訴</td> </tr> <tr> <td>(4) 和解</td> <td>令和6年 10月 11日</td> <td>和解が成立</td> </tr> </table> <p>3 和解の内容</p> <p>本件について、和解条項に口外禁止条項が含まれていることから、和解内容については非公開となります。</p>	(1) 訴訟の提起	令和2年 3月 25日	神戸地方裁判所に訴訟を提起	(2) 一審判決	令和5年 10月 26日	請求棄却	(3) 控訴	令和5年 11月 7日	大阪高等裁判所に控訴	(4) 和解	令和6年 10月 11日	和解が成立
(1) 訴訟の提起	令和2年 3月 25日	神戸地方裁判所に訴訟を提起										
(2) 一審判決	令和5年 10月 26日	請求棄却										
(3) 控訴	令和5年 11月 7日	大阪高等裁判所に控訴										
(4) 和解	令和6年 10月 11日	和解が成立										